表 3-5　特別管理産業廃棄物の種類別処理形態別排出量（平成 10 年度）

（単位：t）

	排出量	自己直接中間処理量	自己直接最終処分量	業務委託量
廃油	28,559	583	2,865	25,111
廃酸	40,080	85	1	39,994
廃アルカリ	17,794	0	0	17,794
感染性	4,649	225	233	4,191
廃石綿等	1,342	0	272	1,070
特定有害廃棄物	43,349	2,825	521	40,003
県計	135,773	3,718	3,892	128,163

図 3-9　特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 10 年度）

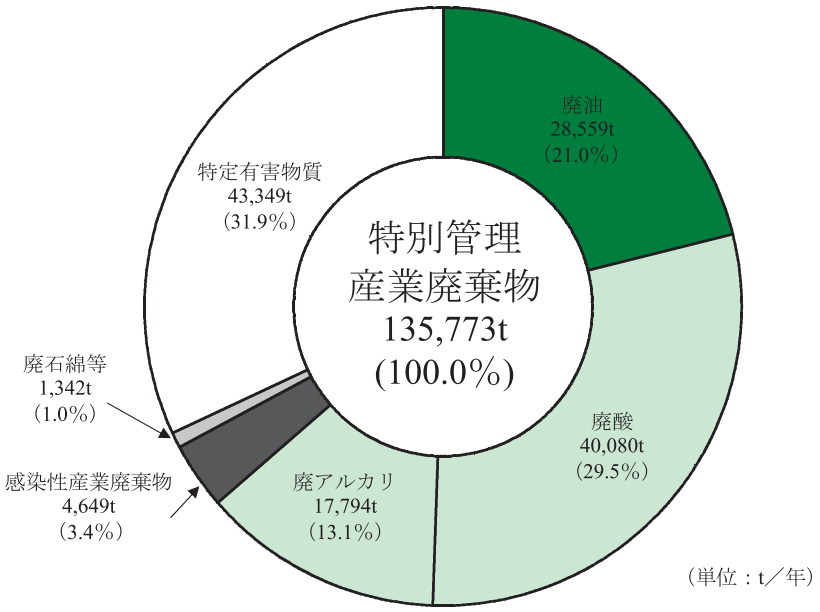

第３節　産業廃棄物処理施設等の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理を行うほか、廃棄物処理法の許可を受けた処理業者等による委託処分がある。また、産業廃棄物処理施設は廃棄物処理法により、脱水施設、焼却施設、最終処分場等 17 種類が許可対象施設（規模規定有り）として定められている。さらに、処理施設の設置主体は、排出事業者、処理業者、公共に大別される。

1　処理業者の許可の状況

産業廃棄物処理業者の数は表 3-6 のとおり、急速に増加しているが、特に収集運搬業者の増加が顕著であり、中間処理業者も増加している。しかしながら、最終処分業者については減少している。

表 3-6　産業廃棄物処理業者数の推移

		H5	H6	H7	H8	H9	H10
産業廃棄物	収集運搬業	4,600	5,070	5,288	5,914	6,443	7,122
	中間処理業	187	196	206	214	228	237
	最終処分業	47	43	41	37	37	34
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	503	606	697	763	826	845
	中間処理業	25	26	27	29	29	27
	最終処分業	1	1	1	1	2	2
計		5,363	5,942	6,260	6,958	7,565	8,267

注）　業者数は処理業の許可権限を有する県及び政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、（平成１２年度からは西宮市を含む）の各市）別業種別の延べ件数である。

2　処理施設の状況

(1)　最近の施設設置状況

産業廃棄物焼却施設の設置状況は、図 3-10 のとおり、ダイオキシン特措法の施行等により、施設数は半減している。

また、表 3-7 のとおり、平成 9 年の廃棄物処理法の改正等（構造基準等の強化）の影響もあり、最近の産業廃棄物の最終処分場の新設は少なくなっている。

図 3-10　産業廃棄物焼却施設の稼働状況

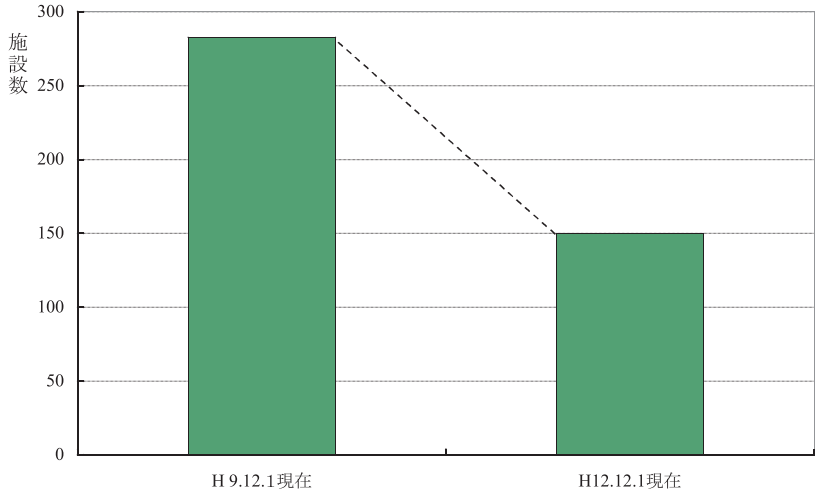

表 3-7　最終処分場の新規設置数の推移

	自治体等		事業者	処理業者	計
	フェニックス等*	公共			
平成5年度	0	1	0	2	3
平成6年度	0	1	0	3	4
平成7年度	0	0	1	2	3
平成8年度	0	1	0	2	3
平成9年度	1	1	0	1	3
平成10年度	0	0	1	0	1
平成11年度	1	0	1	0	2
平成12年度	0	0	0	0	0

＊　フェニックス等：大阪湾フェニックス事業及び財団法人兵庫県環境クリエイトセンター

(2)　中間処理施設の設置基数等

平成 12 年度末現在県内に設置されている中間処理施設数は表 3-8 のとおり、排出事業者が設置する施設が 571 基、処理業者が設置する施設が 281 基、自治体が設置する施設が 63 基、計 915 基となっている。

平成 12 年度に新たに産業廃棄物処理施設として追加になった「木くず又はがれき類の破砕施設」は 144 基設置されている。

表 3-8　中間処理施設の基数と処理能力（平成 12 年度末現在）

設置主体 / 施設の種類	事業者		自治体等		処理業者		計		処理能力
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	単位
汚泥の脱水施設	415	56,158	41	24,718	4	899	460	81,775	m^3/日
汚泥の乾燥施設（機械）	6	256	9	896	4	285	19	1,437	m^3/日
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	7	3,163	2	383	9	3,546	m^3/日
汚泥の焼却施設	14	473	6	702	13	437	33	1,612	m^3/日
廃油の油水分離施設	2	266	0	0	6	278	8	544	m^3/日
廃油の焼却施設	19	317	0	0	13	481	32	798	m^3/日
廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	3	363	3	363	m^3/日
廃プラスチック類の破砕施設	6	120	0	0	40	4,469	46	4,589	t/日
廃プラスチック類の焼却施設	52	288	0	0	20	634	72	922	t/日
木くず又はがれき類の破砕施設	3	714	0	0	141	69,564	144	70,278	t/日
コンクリート固形化施設	1	60	0	0	1	25	2	85	m^3/日
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m^3/日
シアン化合物の分解施設	15	443	0	0	1	5	16	448	m^3/日
PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m^3/日
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m^3/日
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m^3/日
産業廃棄物の焼却施設	38	425	0	0	33	813	71	1,238	t/日
	571		63		281		915		

(3)　最終処分場の設置数

平成 12 年度末現在の県下の最終処分場は表 3-9 のとおり 76 施設設置されているが、地域的な偏りがあるほか、遮断型処分場については、事業者の自社処分場 2 施設のみとなっている。

なお、平成 12 年度末の県内の最終処分場の残容量（大阪湾フェニックス計画の兵庫県分を含む）は、9,269 千m^3であり、平成 10 年度の最終処分量（1,994 千ｔ／年）から残余年数を推計すると、4.6 年と厳しい状況にある。（ｔとm^3の換算比を 1 とする。）

表 3-9　最終処分場の設置数（平成 12 年度末現在）

最終処分場の種類	阪神			東播磨			西播磨			但馬			丹波			淡路			計		
	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者
遮断型	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
安定型	0	2	6	1	7	10	7	2	8	0	1	0	0	0	0	0	1	2	8	13	26
管理型	3	4	6	5	3	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	11
計	4	6	12	7	10	12	8	2	11	0	1	0	0	0	0	0	1	2	19	20	37
合計	22			29			21			1			0			3			76		

第４節　不適正処理の状況

県内における一般廃棄物、産業廃棄物を併せた不法投棄の検挙件数は、図 3-11 のとおり、ここ 2 ～ 3 年 100 件前後で推移している。また、近年、発見された不法投棄のうち 10 ｔ以上のものの量の合計は図 3-12 のとおり増加し、内容的にも、平成 11 年 6 月に発生した篠山市における硫酸ピッチの不法投棄事件など、悪質化の一途をたどり、行政代執行を行った事例も出てきている。
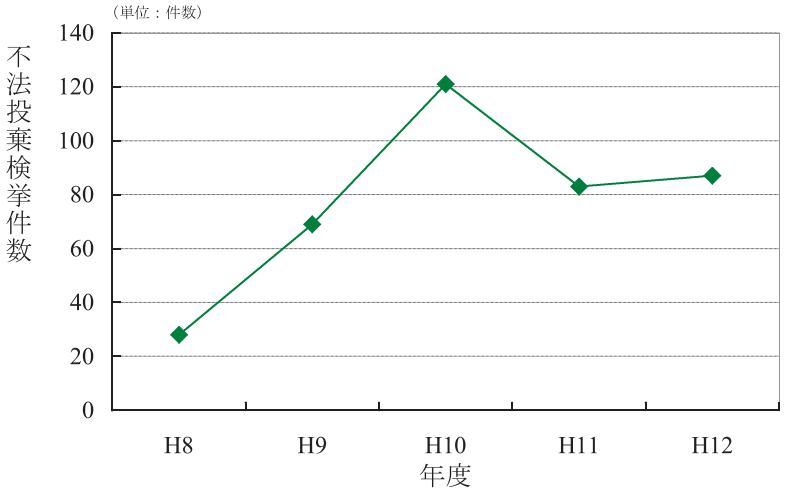
図 3-11　県下の不法投棄検挙件数の推移（県警調べ）